

新型コロナウイルスに関するお知らせ

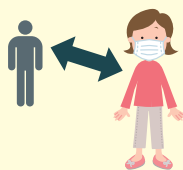
感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。日常生活と感染拡大防止対策を両立させていくため、引き続きご協力をお願いします。

がんばろう さいたま！ みんなで取り組もう新しい生活様式

引き続き「3つの密」を避けるとともに、一人ひとりができることを実践しましょう。

感染防止の3つの基本

身体的距離の確保



マスクの着用



手洗い



この他にも、こまめな換気や毎朝の体温測定・健康チェックなど、「新しい生活様式」の実践をお願いします。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html



■ マスク着用時は熱中症に注意しましょう

マスクをつけていると、のどの乾きを感じにくく、熱がこもりがちになります。熱中症にならないために、次の点に気をつけましょう。

- マスク着用時は、強い負荷の作業や運動は避ける
- のどが乾いていなくてもこまめに水分補給する
- 人との距離を十分にとれる場所で、マスクを外して休憩する
- 屋外で2メートル以上、人との距離を確保できる場合はマスクを外す



窓口などでの接触機会をなるべく避けましょう

■ 電子申請・届出サービスをご活用ください

自宅や職場などのパソコンやスマートフォンから、各種申請や届出を行うことができます。利用可能な手続きについては、市ホームページをご覧ください。

問合せ | 情報政策部 ☎829・1103、FAX 829・1969



■ 証明書などの取得はコンビニエンスストアをご利用ください

マイナンバーカードを所持している方は、住民票、戸籍、印鑑証明書、最新年度の個人市民税・県民税の証明書を、コンビニエンスストアで取得できます。また、市税に関する申告・申請などは、一部を除き郵送でも行えます。

問合せ | 区政推進部(住民票、戸籍、印鑑証明書) ☎829・1833、FAX 829・1992
税制課(個人市民税・県民税の証明書) ☎829・1159、FAX 829・1986

市報さいたま9月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

キャッシュレス決済を活用しましょう

新型コロナウイルスの影響により、売上が大幅に落ち込んでいる市内の事業者を支援するため、経済活性化策を実施します。

■キャッシュレス決済のポイント還元

キャッシュレス決済のポイント還元により消費喚起を促し、地域経済を活性化させます。

期間 | 9月17日(木)～10月16日(金)

対象施設 | 市内の各対象店舗 ※大型店やチェーン店など一部除外店舗があります。

還元率 | 支払金額の20% ※1回あたりの上限は1,000円相当です。また、期間中の上限は計1万円相当です。

問合せ | 市キャッシュレス決済による消費活性化キャンペーン

実行委員会事務局:(公社)さいたま観光国際協会 ☎647・8339、FAX647・0126



不当な差別や偏見を無くしましょう

新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別は許されることではありません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。不当な差別、偏見、いじめなど、困ったことがあれば一人で悩まずご相談ください。

相談電話 | みんなの人権110番 ☎0570・003・110 子どもの人権110番 ☎0120・007・110

女性の人権ホットライン ☎0570・070・810 外国語人権相談ダイヤル ☎0570・090・911

問合せ | 人権政策・男女共同参画課 ☎829・1132、FAX829・1969

DVなどに関する相談窓口があります

家庭にいる時間が増えることで、DV被害などの増加が懸念されています。相談は通常どおり実施しています。

女性のDV電話相談 ☎762・3880(土・日曜日、祝・休日を除く、10時～17時)

その他の相談については、32ページをご覧ください。

問合せ | 男女共同参画推進センター ☎643・5816、FAX643・5801



健康面で不安な方は一人で悩まずご相談ください

一般的な
問合せ

各区保健センター 電話番号・ファクス番号は区版の5ページに記載しています。

厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120・565653(9時～21時)、FAX03・3595・2756

感染が
疑われる場合

帰国者・接触者相談センター

▶ 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状、又は熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続いている方
☎782・5225(日曜日を除く、9時～17時)、FAX782・5278

▶ 熱や咳などの風邪症状があり、高齢者や重症化リスクの高い方、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触歴がある方、海外から帰国した方

☎840・2220(8時30分～17時15分)、FAX840・2230

※上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。 ☎0570・783・770(24時間)、FAX830・4808

不安・ストレス
などの心の悩み

こころの健康センター ☎762・8548(土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時)、FAX711・8907

8月12日時点の情報をもとに作成しています。

個人向け 経済的な問題で生活にお困りの方



給付 住居確保給付金

離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。

相談受付 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～17時

問合せ | 生活自立・仕事相談センター(各区福祉課内)
各区役所の代表電話番号・ファクス番号
(総務課)は14ページに記載しています。



貸付 生活福祉資金貸付制度における特例貸付

休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※感染拡大防止のため、電話で相談を受け付けています。また、貸付の審査、決定には一定の期間を要します。なお、貸付できない場合もあります。

予約受付 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～16時

問合せ | 市社会福祉協議会(予約専用電話)
☎827・3005、FAX 835・5282



給付 ひとり親世帯臨時特別給付金

種別	対象	手当額
基本給付	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等を受給しており、2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方 ※②・③は申請が必要です。なお、①は支給済みです。	1世帯5万円、 第2子以降1人につき3万円
追加給付	基本給付対象者①・②に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が減少した方 ※申請が必要です。	1世帯5万円

問合せ | ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
☎0120-776-611

事業者向け 中小企業などの経営等にお困りの方



雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

事業者が労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。※各助成金の申請費用を補助します。詳しくは、14ページをご覧ください。

問合せ | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金
コールセンター ☎0120・60・3999
ハローワーク 大宮☎667・8609、浦和☎832・2461

小規模事業者持続化補助金(事業再開枠)

小規模事業者持続化補助金の交付を受ける事業者を対象に、業種別ガイドラインなどに基づく、消毒や間仕切り、体温計購入等の感染防止対策の経費について、50万円を上限に補助します。

問合せ | 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局
☎0570・077025(コロナ特別対応型)
☎03・6447・2389(一般型)
【土・日曜日、祝・休日を除く、9時30分～17時30分】

持続化給付金

感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

問合せ | 持続化給付金事業コールセンター
☎0120・115・570
【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】

小規模企業者・個人事業主給付金

市内の小規模企業者・個人事業主で、売上が減少している事業者を対象に、10万円を支給します。※申請期限を延長しています。変更後の申請期限/9月30日(休)

問合せ | 産業展開推進課 ☎829・1349、FAX 829・1944

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

問合せ | 家賃支援給付金コールセンター
☎0120・653・930【8時30分～19時】

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金

感染症拡大により売上が減少した県内テナント事業者やテナントの家賃を減額した県内不動産のオーナーなどを対象に、支援金を支給します。

問合せ | 県中小企業等支援相談窓口
☎0570・000・678【9時～18時】

経営・金融特別相談窓口

新型コロナウイルスに関する事業者向けの相談受付や金融支援を行っています。また、中小企業者の資金繰り支援のため、緊急特別資金融資やセーフティネット保証・危機関連保証認定申請を受け付けています。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 8時30分～17時

問合せ | (公財)市産業創造財団 経営相談(事前予約制) ☎851・6652、FAX 851・6653
金融相談 ☎851・6391、FAX 851・6392



市報さいたま9月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

市税、各種保険料、公共料金などの猶予・減免・控除

新型コロナウイルスの影響により、納付や支払いが難しいときは、申請などによって減免等を受けられる場合があります。

市税等の猶予

事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。

問合せ | 各市税事務所納税課
北部 ☎646・3081、FAX 646・3121
南部 ☎829・1732、FAX 829・1964

固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等を対象に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減などを実施します。

問合せ | 固定資産税課
☎829・1576、FAX 829・1986

保険税(料)の猶予・減免

- 国民健康保険税
一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。
- 後期高齢者医療保険料
一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。

問合せ | 各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。

介護保険料の猶予・減免

事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。

問合せ | 各区高齢介護課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。

水道料金・下水道使用料の猶予

支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。

問合せ | 水道局電話受付センター ☎665・3220、FAX 665・5536
各水道営業所 北部 ☎714・9905、FAX 653・0089
南部 ☎714・9915、FAX 832・2899

軽自動車税の軽減

購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。

問合せ | 市民税課
☎829・1913、FAX 829・1986

個人市民税等の控除

●寄附金控除
中止や延期などとなった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税等の寄附金控除の対象とします。

●住宅ローン控除
住宅建設の遅延などにより、令和2年12月末までに入居ができなかった場合でも、3年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは同等の控除を受けられます。

問合せ | 市民税課
☎829・1913、FAX 829・1986

国民年金保険料の免除・猶予

次の全てを満たす方を対象に、免除・納付猶予します。

- ▶令和2年2月以降に収入が減少した
 - ▶令和2年の所得が、全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる
- ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。

問合せ | 各年金事務所
大宮 ☎652・3399
浦和 ☎831・1638
春日部 ☎737・7112
各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。

その他の公共料金

支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。

問合せ | 各電気・ガス・電話など
加入・契約している事業者

新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。
また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からののお知らせをご覧いただけます。



詳しくは、危機管理課(☎829・1125、FAX 829・1936)へ。

8月12日時点の情報をもとに作成しています。